

観光圏整備実施計画認定等の処理要領について

I 観光圏整備実施計画認定（法第8条第1項）の審査

法第8条第3項に掲げる認定基準は、次のとおり。

第1号

1. 観光圏整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

- ・ 宿泊観光客数の増加等、観光圏としての明確かつ検証可能な目標が設定されていること。
- ・ 個々の事業について、その方向性が観光圏整備計画と整合していること。

第2号

2. 観光圏整備実施計画に定める事項が観光圏整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。

- ・ 個々の事業について、実施主体の体制や関係者との調整状況等を踏まえ、実現可能性が高いと認められること。

第3号

3. 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、滞在促進地区において実施するものについては、当該観光圏における観光旅客の滞在を促進するため有効なものであること。

- ・ 滞在促進地区において、観光旅客のニーズ等を踏まえ、滞りの促進につながるような創意工夫ある効果的な取組があると認められること。

第4号

4. 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、観光案内所の運営に係るものについては、当該観光圏案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。

第5号

5. 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、第12条第1項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業に該当するものについては、当該事業を実施しようとする者が旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条第1項各号（第7号及び第8号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第11条の2に規定する旅行業務取扱管理者又は第12条第4項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

以上を踏まえ、認定にあたっては、以下の点に留意し審査することとする。

1. 共同事業者の実施体制

観光圏整備事業を実施しようとする者が、共同で申請していること。

2. 観光圏及び滞在促進地区の概要

(1) 観光圏

観光圏整備計画に即した滞在促進地区（複数の宿泊施設が集積する地区）を中心とする複数の観光地間の連携による圏域となっていること。ただし、観光圏が複数の地方公共団体で構成されている場合は互いに隣接していること。

(2) 滞在促進地区

- ① 観光圏内に存していること。
- ② 観光旅客の滞在を促進するため、法第2条第3項第1号（観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業）及び法第2条第3項第5号（観光圏整備事業に必要な施設の整備に関する事業）を重点的に実施する予定としている地区であること。

3. 観光圏整備事業の目標

- ① 整備しようとする観光圏の核となる個性や強みが分析され、かつ、その強化を図るよう方向性が明確化されていること。
- ② 観光圏整備実施計画期間中の年（度）毎の観光入込客数、平均宿泊数及びリピーター率等、観光圏の実情に応じて、内外の観光旅客の数値目標として設定されていること。
- ③ 地域住民等を中心とする持続可能な観光まちづくり主体の確立による継続的・自立的な活動体制が確立される予定であること。

4. 観光圏整備事業の概要

- ① 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業
宿泊エリアとして、宿泊施設と地域が一体となって取り組み、観光旅客の快適性・利便性の向上を図る事業内容となっていること。
- ② 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業
体験・交流・学習のメニューを中心とし、観光資源を活かした滞在型観光を促進する事業内容となっていること。
- ③ 観光旅客の移動の利便の増進に関する事業
観光圏内外へのアクセス及び観光圏内における移動に関し、現状における課題、観光旅客の動向、ニーズを踏まえた利便性の改善を図る事業内容となっていること。
- ④ 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業
観光旅客の旅行目的やニーズを踏まえた提案型等の観光案内や、圏域内の観光情報についての総合的かつ効果的な案内ができるとともに、観光旅客の苦情処理等の対応体制が図られる事業内容となっていること。
また、高齢者や障害者、外国人に対応することも考慮し、案内標識については、「観光活性化標識ガイドライン」（平成17年6月国土交通省作成）を参照していること。
- ⑤ その他の事業
観光圏整備に資する事業内容となっており、モニタリング調査その他地域の独自性を発揮したものとなっていること。

5. 観光圏整備実施計画に係る所要資金の額及び調達方法

- (1) 計画年度ごとに適切な資金計画を有していること。ただし、所要資金額については以下の通りの区分とし、見込額でも差し支えないこととする。
 - ① 自己資金 観光圏整備事業を実施しようとする者等の資金について合算した合計額
 - ② 希望補助金額 観光圏整備事業費補助金を希望する場合にあっては、観光圏整備事業費補助金交付要綱(平成20年7月23日付け国総観振第55号)を参照し、希望する年度のみ記載すること。
 - ③ その他 ②以外の国の補助金、交付金、調査費、地方公共団体の負担額、商店街等の協賛金、住民等からの寄付、借入金等の合計額
- (2) 備考については、(1)の③のその他の負担者等の内訳を記入すること。ただし、計画段階のものであって、負担者等が未定の場合にあっては、予定額のみを記入し、額が確定したあと、遅滞なく、IVに掲げる観光圏整備実施計画軽微変更届出を提出すること。

6. 観光圏整備実施計画に対する関係市町村又は都道府県の意見

法第7条第3項に掲げる関係する市町村又は都道府県の意見があった場合は、意見内容が観光圏整備実施計画に反映されていること。

7. 個別事業実施計画書

- (1) 当該個別事業の目的が明確になっていること。
- (2) 個別事業の実施が確実に遂行できる体制となっていること。
- (3) 個別事業の実施が確実に遂行できる時期(期間)となっていること。
- (4) 個別事業の実施場所が確実に遂行できる場所となっていること。
- (5) 個別事業の内容が4の内容を踏まえたものとなっているほか、観光圏の実情に応じて、創意工夫のある取組となっていること。
- (6) 個別事業が、関係者との調整により、施設等の所有権、使用权等が明確にされた上で実施される予定であり、かつ、関係法令、条例等に抵触しないこと。

7-2. 個別事業実施計画書(日本政策金融公庫による制度融資)

- (1) 当該個別事業の目的が明確になっていること。
- (2) 当該個別事業の実施場所が滞在促進地区内に存在していること。
- (3) 個別事業の実施が確実に遂行できる時期(期間)となっていること。
- (4) 個別事業の実施場所が確実に遂行できる場所となっていること。
- (5) 個別事業の内容が4.の内容を踏まえたものとなっていること。

8. 必要とする特例措置の内容

特例措置を受け観光圏整備事業を実施しようとする者は、該当する以下の各項及び各号に従い観光圏整備実施計画の認定申請がなされていること。

- (1) 認定観光圏案内所(法第10条関係)

観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、観光圏案内所の運営に係るものについては、「認定観光圏案内所」という名称を用い、当該観光圏整備事業に係るすべての観光案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。

- (2) 国際観光ホテル整備法の特例(法第11条関係)

滞在促進地区において国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項に規定する登録ホテル業又は同法第18条第2項に規定する登録旅館業を営む者が、「観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業」であって宿泊約款の変更を伴うものであること。

(3) 旅行業法の特例（法第12条関係）

- ① 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- ② 営業所ごとに旅行業法第11条の2に規定する旅行業取扱管理者又は法第12条第4項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任する予定であること。

(4) 共通乗車船券（法第13条関係）

「観光旅客の移動の利便の増進に関する事業」であって、観光圏内及び観光圏内外へアクセスする路線等の整備に関して移動する観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行うものであること。

(5) 道路運送法の特例（法第14条関係）

道路運送法（昭和26号法律第183号）第3条第1号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者が、観光圏整備事業を経営する者が行う観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であって、その全部又は一部の区間が観光圏に存する路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させるものであること。

(6) 海上運送法の特例（法第15条関係）

- ① 観光旅客の移動の利便の増進で図るため実施する海上運送法（昭和24年法律187号）第19条の5第1項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業を開始又は変更するものであること。
- ② 海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者が行う観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であって、運航日程若しくは運航時季の変更により運行回数を増加させるものであること。

II 観光圏整備実施計画変更認定（法第8条第5項）の審査

I に準じて審査する。

III 観光圏整備実施計画の認定申請に対する標準処理期間

観光圏整備実施計画の認定申請に対する標準処理期間は、以下のとおりとする。

1. 観光圏整備実施計画（法第8条第1項） 3ヶ月
2. 観光圏整備実施計画変更（法第8条第5項） 3ヶ月

IV 観光圏整備実施計画軽微変更届出（法第8条第5項）

1. 観光圏整備事業の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更（観光圏整備法施行規則第1条第2項）は、以下のとおりとする。

- (1) 観光圏整備事業の名称変更
- (2) 共同事業者の氏名又は名称及び住所並びに代表者名
- (3) 資金計画の変更
- (4) 個別事業に係る成果物の作成予定数量の減少
- (5) 地方公共団体の負担計画の変更

(6) その他個別事業の目標その他事業遂行に支障のない認定観光圏整備実施計画の細部の変更

(例)

番号
年月日

国土交通大臣 あて

(〇〇〇〇観光圏協議会)

共同事業者 申請代理人

住 所

名 称

代表者名

印

観光圏整備実施計画軽微変更届出書

平成 年 月 日付け 第 号で認定を受けました観光圏整備実施計画について、
下記のとおり変更したので観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8
条第6項及び同法施行規則第4条第1項の規定によりお届けします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（変更した認定観光圏整備事業者）

2. 変更の内容

新	旧

3. 変更した日

平成 年 月 日変更

4. 変更の理由